

- 13 入札者中予定価格以下で最低価格（総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格以下で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。また、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 14 前項ただし書の場合において、予定価格以下で入札をした他者がいないときは、再度の入札を行うものとし、この場合において、前項ただし書の規定により落札者とされなかった者は、再度の入札に参加させないものとする。
- 15 工事の請負契約に係る入札において、愛南町契約事務規則第18条第1項の基準に該当する入札を行った者は、主管課の行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 16 予定価格を事前公表する場合の入札回数は、1回とする。予定価格を事前公表しない場合の入札回数は、3回を限度とするが、3回で落札しない場合において、予定価格と入札価格の差が僅少の場合は随意契約に移行するものとする。なお、入札が不調になったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。
- 17 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責めを負わないものとする。
- 18 落札となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- 19 入札者は、入札後、愛南町契約事務規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 20 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者においてやむを得ない理由があるときは、町長に対してその期間の延長を求めることができる。また、同一指名競争入札に参加した業者への下請負契約は禁止する。
- 21 工事において配置する監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3か月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。
- 22 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上（低入札調査に係る契約にあつては10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 23 落札者が第20項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 24 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 25 低入札調査に係る契約にあつては、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内に引

き下げるものとする。また、主任技術者の配置は、専任で主任技術者を配置しなければならない工事については別に同等の要件を満たす技術者を専任で1人現場に配置を求め、専任で主任技術者を配置しないでよい工事については、専任で現場に配置を求める。

26 町工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から下請負業者を含め不当介入を受けた場合は、直ちに町に報告し、警察への届出を行なうとこと。町への報告及び警察への届出を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。

27 談合その他の不正行為により町長が契約の解除権を行使できる場合において、町長が契約を解除するか否かを問わず、請負者は、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を支払うものとする。

28 総合評価落札方式の場合で、この心得に定めのない事項については、愛南町建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領(平成22年愛南町要綱愛企第1号)によるものとする。

29 この心得は、随意契約による見積り合わせ並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務、製造の請負及び物件の買入れの場合に準用する。

別記様式

入札辞退届			
件名			
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。			
年		月	
日			
住所			
商号又は名称			
代表者氏名			
(印)			
様			